

# 第19回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成23年5月30日（水）13：00～14：30

場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

## 1. 東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱い

- ・ 資料1に基づき、東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱いについて、事務局より説明し、了承された。

## 2. 国内クレジットの認証

- ・ 資料2に基づき、認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、49件の国内クレジット認証申請について、認証され、計44,427 t-CO<sub>2</sub>の国内クレジットが発行された。

## 3. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料3に基づき、承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、29件の排出削減事業について承認された。
- ・ 資料4に基づき、提出のあった38件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は2件）について事務局より報告が行われた。

## 4. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料5に基づき、前回の委員会（平成23年3月23日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（3月24日～4月6日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、4件（うち排出削減方法論の修正は4件）の排出削減方法論について承認された。また、テレビジョン受信機の更新の方法論の修正案（事務局提案）について、事務局より説明し、審議の結果、承認された。
- ・ 資料6に基づき、申請のあった3件の排出削減方法論について、事務局より報告が行われた。
- ・ 資料7に基づき、標準的な機器の選定に関するガイドラインの改定（案）について事務局より説明し、審議の結果、承認された。

## 5. サンプルング手法の考え方

- ・ 資料8に基づき、バンドリングによる排出削減事業のモニタリングにおけるサンプルング手法に関する考え方（案）について事務局より説明。審議の結

果、国内クレジット認証委員会規程第4号の6として制定することが承認された。

## 6. その他

- ・ 資料9に基づき、排出削減事業の承認要件における追加性の考え方（改定案）について事務局より説明。審議の結果、国内クレジット認証委員会規程第4号として改定することが承認された。
- ・ 次回委員会は、平成23年7月27日（水）15時00分～16時30分に開催する予定とした。

## 7. 委員の発言及び質疑

### <東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱い>

（事務局）

- ・ 当該取扱いについては、前回委員会での各委員の御意見を踏まえ、4月22日に事務局である経済産業省、環境省、農林水産省でまとめたものである。
- ・ 本日欠席された森口委員からは、今回の取扱いの主旨についてはご了承を頂いているが、浜岡原子力発電所の停止要請を踏まえた見直しを検討すべきではないかなどの御指摘も頂いている。

（棕田委員）

- ・ 政府からの15%の節電要請は、東京電力管内については9月22日、東北電力管内については9月9日に解除される予定であるが、当該取扱いはこの期間以降も継続されるのか。
- ・ 今般の電力需給状況を踏まえると、増系統電力案件についてこのような取扱いをすることは仕方がないと考えているが、国内クレジット制度を震災の復興対策に役立てていこうとするような場合に、足枷にならないように留意いただきたい。

（事務局）

- ・ 節電要請の終了を待って当該取扱いを終了するか否かは、夏の電力需要のピークが終わった時点で、再度御議論いただきたい。

（松橋委員）

- ・ 内容については、三省で合意しているのであれば異論はない。ただし、電力供給不足の問題等は、国を挙げて取り組まなければならない問題ではあるが、そのために国内クレジット制度に特別ルールを設けるといえるのはどうかとも思う。このような状況下でわざわざ電化を進めるようなことはないし、国民は節電に協力的であり、時代を読んで適切に行動すると思うので、本来であれば、敢えてルールの見直しまでは必要ないと考えている。
- ・ また、長い目で見ると、国内クレジット制度で低炭素化を進めていくことが重要だと思う。

(茅委員長)

- ・ 国内クレジット制度では、電力排出係数について、移行限界電源方式をデフォルトとしているが、これまで増系統電力案件に対して全電源方式の適用を認めてきたのは、ヒートポンプ等の普及を推進するといった背景があったためである。
- ・ ただし、今般の情勢を踏まえ、東北電力・東京電力の管内に限り、増系統電力案件については、当面の間、少し厳しい対応を行っていくということだと認識している。

## <国内クレジットの認証>

(松橋委員)

- ・ 資料3別添1にある受付番号685のマンション共用部における照明のLED化について、投資回収年数が長いのはなぜか。
- ・ このような取組みは非常に良い取組みであり、他に波及していくことを期待している。

(事務局)

- ・ 受付番号685は照明設備の新設案件であるため、ベースラインとなる機器は、標準的な機器の選定に関するガイドラインに従い、蛍光灯が想定されているため、(白熱灯の場合と比較して)投資回収年数が長くなっている。

(松橋委員)

- ・ 資料4別添1の受付番号868のレンタカー事業における電気自動車の導入案件について、このような事業形態であればプログラム型とすることも考えられるが、プログラム型とされなかった理由について伺いたい。

(事務局)

- ・ 受付番号868の事業については、御指摘のとおり、プログラム型とするという話も実際にあったところであるが、一企業の取組として、取組内容が把握されており、プログラム型で行うことによる、運営管理の煩雑さを避ける意味から通常型の事業として申請したと聞いている。

## <排出削減方法論の承認等>

(事務局)

- ・ 継続審議中のテレビジョン受信機の新設の方法論について、本日御欠席の森口委員から、内容については既に了解を頂いている。しかしながら、東日本大震災後、日本全体で節電に取り組んでいる状況において、テレビジョン受信機の新設といった電力使用量の増加に繋がるような方法論を承認することは、誤ったメッセージを発信することになりかねないため、現時点で承認することは適当ではないという趣旨の御意見を頂いている。
- ・ このため、テレビジョン受信機の新設の方法論の承認は当面見送らせていただくが、他方で、テレビジョン受信機を更新する際、主な対象となる家庭に

においては、事業実施前のベースライン機器を証明することが困難となる場合があるため、テレビジョン受信機の新設の方法論が承認されるまでの当面の措置として、テレビジョン受信機の更新の方法論において、ベースライン機器の特定が困難な場合に限り、標準的な機器をベースラインとして設定することを認める形での修正を承認いただきたいと考えている。

(松橋委員)

- ・ 液晶やバックライトのLED化等により単位インチ当たりの省エネが進んでいる一方で、テレビの大型化によりトータルで電力使用量の総量が必ずしも減っていないという現状は認識している。
- ・ しかし、国内クレジット制度やその原型となった国連CDMの原則であるベースライン・アンド・クレジットの考え方に立ち返れば、「～なかりせば」という仮定に基づいて効率の差を取るため、仮に大型のテレビに買い替えた場合に、同じサイズの中でより効率の良いものを導入することにインセンティブを与えるというのが本来の考え方であり、大型化すること自体が悪いということではない。テレビジョン受信機の方法論の中で示されている考え方は、この考え方とは異なるものである。
- ・ 今回の事務局からの修正提案については、このまま承認して差し支えないが、この点については、どこかで見直しを検討することも必要と考えている。

(大塚委員)

- ・ CDMの一般的な考え方をそのまま先進国である日本に入れるかどうかは慎重に検討したほうが良い。結局CO<sub>2</sub>が総量で増加してしまうような取組みに対してクレジットを認証するということになるのと、何のためにやっているのかという問題が出てくると思うので、一般的に効率性が高まれば良いということにはならないのではないかと。

(棕田委員)

- ・ 最終的には、国内クレジット制度が京都議定書の目標達成に資するか否かということが基準であると考えており、機器の高効率化という面で確実に効果はあるので、できるだけ広く取組みが認められるべきだと考えている。

(宮城委員)

- ・ 基本的には、松橋委員の考えに沿うのが適切かと思うが、制度の利用が必ずしもまだ多くないことから、ベースライン・アンド・クレジットの考え方を厳密にとらえるべき段階には至っていない状況かと思われる。まずは国内クレジット制度の普及に資することを優先的に検討すべきと考える。

(熊崎委員)

- ・ 今日、事務局が提示した考え方で良いのではないかと考える。

(事務局)

- ・ 国内クレジット制度は、当初中小企業を主な対象としていたが、現在は家庭を含めた民生部門へも対象を拡大しており、実際に、BEMS・HEMS やグリーン物流といった IT を活用した省エネに関する新たな方法論の相談もある。民生部門を対象とした方法論においては、総量削減的な考え方も必要な場合があるかもしれないと考えている。

(大塚委員)

- ・ 方法論 004 空調設備の更新等の修正について、標準的な冷媒の種類や機器の漏洩率は変わっていくものと考えられるが、どのぐらいの頻度で見直しが行われるのか。

(事務局)

- ・ 標準的な冷媒については、資料 7 にあるように、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会で議論がなされた結果を反映しており、更新の頻度についても、当該審議会の資料が更新されるタイミングで、ガイドラインを更新することを考えている。

文責：事務局